

国立公園事業の決定及び変更の概要について

本日の諮問案件 6公園7事業

1. 大雪山国立公園 てんにんきょう 天人峡園地【変更】
2. 富士箱根伊豆国立公園 もみじがおか 紅葉ヶ丘宿舎【変更】
3. よぜ 余背宿舎【変更】
4. 上信越高原国立公園 すがだいら 菅平運動場【変更】
5. 中部山岳国立公園 すごろくいけ 双六池宿舎【変更】
6. 瀬戸内海国立公園 さいかざき 雑賀崎宿舎【変更】
7. やんばる国立公園 つは 津波園地【決定】

てんにんきょう
天人峡園地

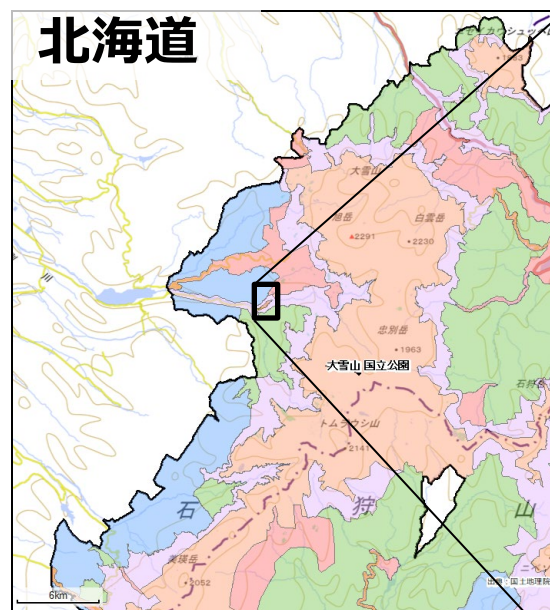
変更

区域面積：0.3→1.4ha

執行者：東川町

第2種特別地域（国有林、公有地）

●位置図



●事業決定範囲



今回追加
変更前（現行区域）
は区域の明示なし



羽衣の滝

○当該地域の概要、利用状況

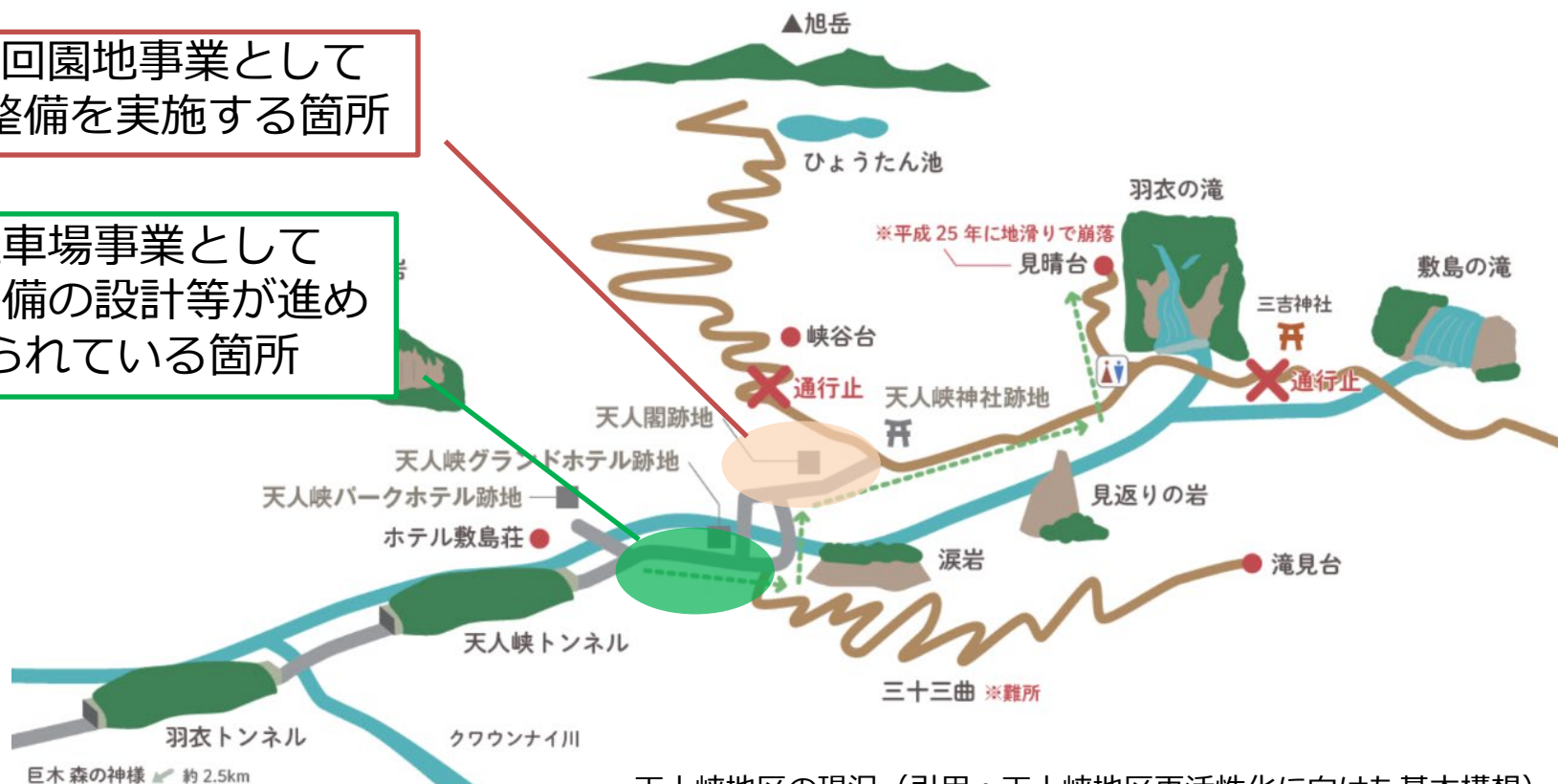
- ・天人峡温泉に位置し、利用形態は溪谷景観の鑑賞、散策、登山、温泉入浴等。
- ・当該地域では、利用者数が減少傾向にある中、天人峡地区の魅力を十分に満喫できる滞在環境をいかに提供できるかが課題となっている。

○当該事業の背景

- ・当該エリア（本事業区域外）では、利用者ニーズの変化、地滑りによる展望台（見晴台）の崩落や歩道の通行止め、宿舎の廃屋化（4軒あった宿舎のうち、平成30年までに3軒が廃業し、うち2軒が廃屋化）等により利用者数が激減。
- ・これらの課題解決を図り、滞在環境を充実させるため、天人峡地区魅力向上検討会において、令和7年3月に「天人峡地区再活性化に向けた基本構想」が策定。

今回園地事業として
再整備を実施する箇所

駐車場事業として
再整備の設計等が進め
られている箇所



園地の新設

○当該事業の概要

- ・当該事業は「散策・休憩のための園地」とする整備方針（公園計画書）。
- ・今回、基本構想に基づき行われる周辺の再整備の一環として、宿舍の廃屋撤去跡地を事業決定範囲に位置付け、展望テラスや四阿、足湯等を整備するもの。
- ・整備は、当該地の滞在や周辺への散策といった利用を念頭に、「より親しみを感じる場所」を目指すものである。

○風致景観の保護上の支障

- ・既改変地での整備のため、土地の改変、支障木の伐採等は小規模であり、風致の保護上の支障は小さい。



今回追加する整備予定地の状況（南から）



再整備のイメージ（西から）

も み じ が お か

紅葉ヶ丘宿舎

変更

区域面積：22ha（0.5haの増加）

最大宿泊者数：360人（変更なし）

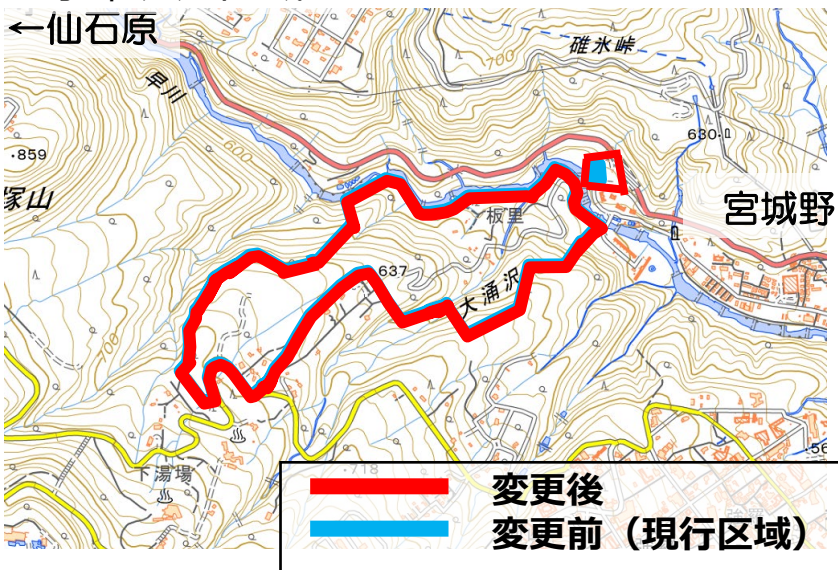
執行者：民間（変更なし）

第2種特別地域（私有地、町有地）

●位置図



●事業決定区域



大涌谷



仙石原ススキ草原

○当該地域の概要、利用状況

- ・箱根町内の比較的大きな集落である仙石原地区と宮城野地区の中間に位置。国道及び県道に近接し、登山電車及びケーブルカーが停まる強羅駅にも比較的近い。
- ・20年以上営業が停止されていた施設を、令和4年度に譲渡継承の認可を受けた現事業執行者が、建替の設計を進めている。

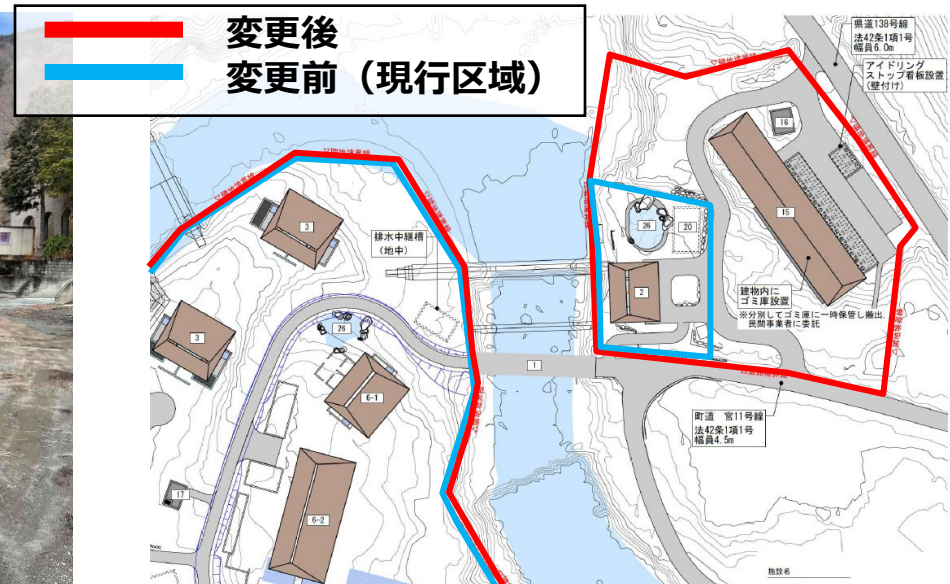
宿泊施設の新築（計画変更）

○当該事業の経緯、概要

- 令和7年3月に事業決定の変更を行い（面積を変えず、より改変が少ない事業決定範囲に変更）、事業認可の内容調整を図ってきている。
- 今回、主要道路沿いの工事用資材置場跡地を、事業決定範囲に組み入れることで主要道路から直接のアクセスを可能にした上で、当該地に管理棟、取付道路などを整備し、利便性の向上を図るもの。
- 改変地であるため、風致景観の保護上の支障は小さく、緑化や修景を行うことで、より国立公園にふさわしい風致景観への改善が期待される。



今回事業決定範囲に組み込む土地の現況



当該箇所での整備イメージ

よ ぜ 余背宿舎

変更

区域面積：7.4→9.5ha

最大宿泊者数：400人／日（変更なし）

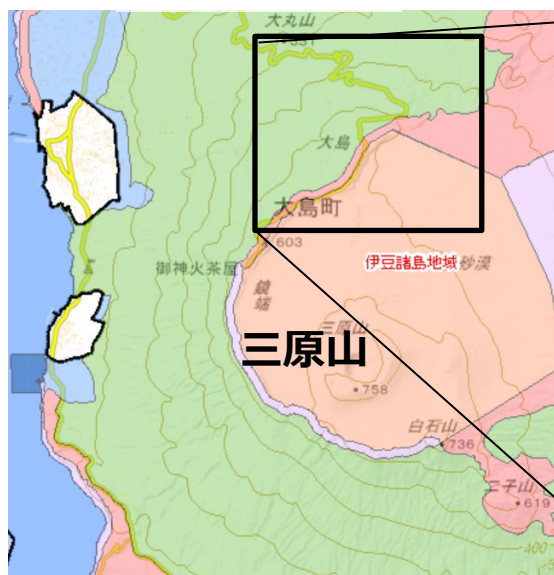
執行者：民間（予定）

第2種特別地域（私有地）

●位置図

大島町

●事業決定範囲



既存の宿泊施設



三原山からの眺望

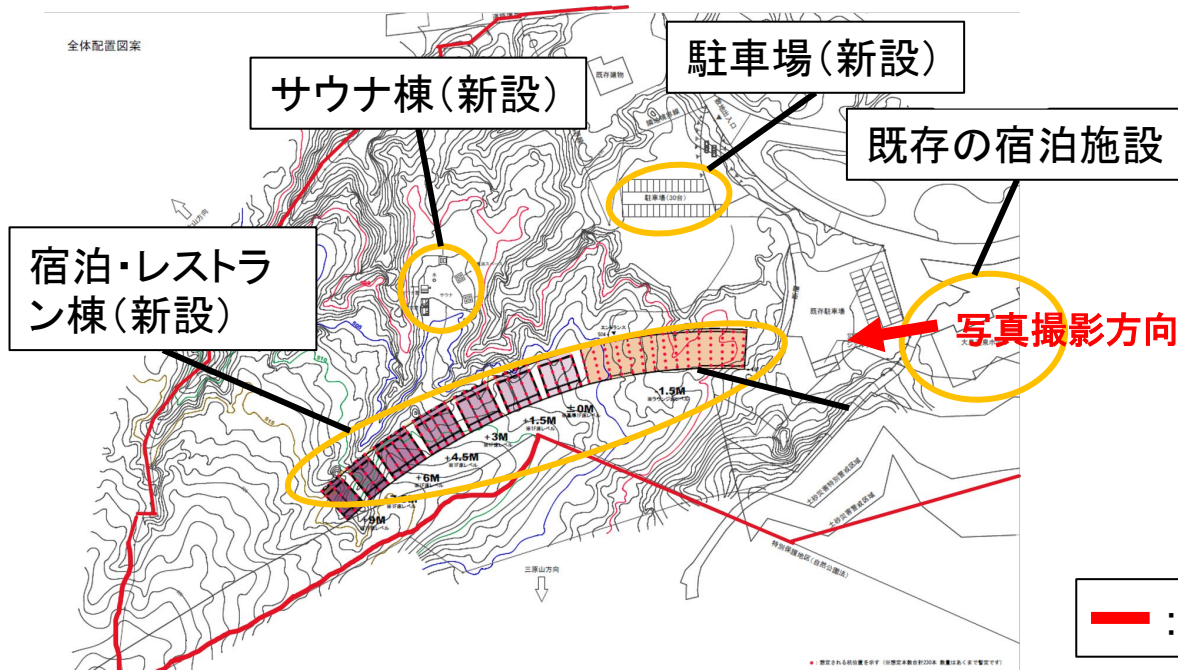
○当該地域の概要、利用状況

- ・伊豆大島に来訪する観光客数は、年間16万人（2024年）であり、主な来訪目的は、マリンレジャーや伊豆大島火山の山頂カルデラ内の探勝である。
- ・当該地は、伊豆大島火山の外輪山上に位置し、三原山への登山口やジオスポットがある。車やバスによるアクセスが良好な島内の利用適地の1つになっている。

宿泊施設の新設

○当該事業の背景、概要

- ・当該事業は「三原山自然探勝及び保養のための宿泊基地」とする整備方針（公園計画書）。
- ・東京都離島振興計画では「既存の民宿等との差別化を図り、多様な層により構成される旅行者に向けた宿泊施設の誘致整備、滞在価値向上のための取組支援」する方針が位置づけられている。
- ・本件は、その一環として、既存の宿泊施設の隣接地に、島内に不足する「サステナビリティを重視した宿泊施設」の整備を推進するもの。



既存宿泊施設から望む計画地

— : 変更後の事業決定範囲

○風致景観の保護上の支障

- ・ **眺望上の配慮**：特に、三原山山頂部に至る登山道からの眺望に支障とならないよう、外輪山の山稜線から突出しないよう配慮させる。
- ・ **植生への影響**：樹林は過去薪炭林であったヤブツバキ、オオバエゴノキ等から構成される二次林。敷地内にある廃屋跡地や改変地も活用し、極力伐採規模が小さくなるよう配慮させるほか、エビネ等の希少種は移植等も指導。
- ・ **火山防災**：噴火警戒レベル3の立入規制範囲にあるため、退避壕整備や避難誘導も重視させる。



三原山山頂部に至る登山道からの眺望



計画地の現況（小規模な廃屋の残置や一部改変地がある）

すがだいら

菅平運動場事業

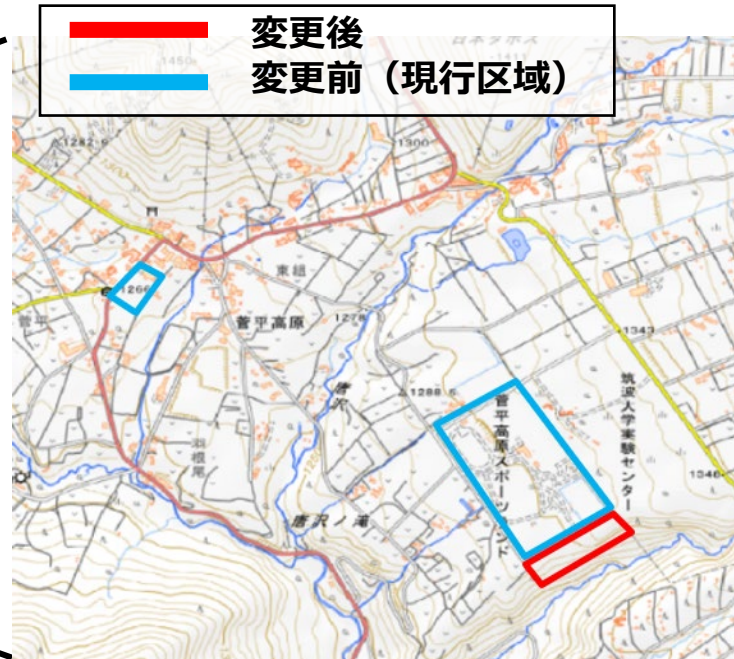
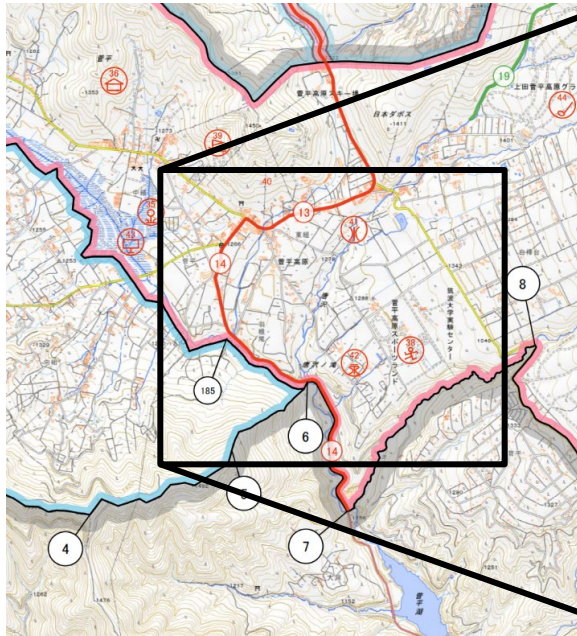
変更

区域面積：19.7→22ha

執行者：上田市（現事業執行者）

第2種特別地域（公有地）

●位置図



事業地周辺の状況

○当該地域の概要、利用状況等

- ・本事業地は四阿山・根子岳の南西山麓（標高1,300m）に位置し、周辺は、農地が広がるほか、スポーツ施設、宿泊施設、スキー場等が多数整備されている。
- ・ラグビー等のスポーツ利用が盛んに行われている。

駐車場の追加整備

○当該事業の背景、概要

- ・当該事業は「菅平地区の運動施設」とする整備方針（公園計画書）。
- ・菅平運動場として利用者が使用可能な駐車場が不足しており、繁忙期には、周辺への路上駐車により、農家等の地域住民や公園利用者への支障が発生。さらに、これまで活用してきた臨時駐車場が使えなくなる可能性が出てきている。
- ・課題解決のため、約200台、約1.5haの駐車場を整備するもの。



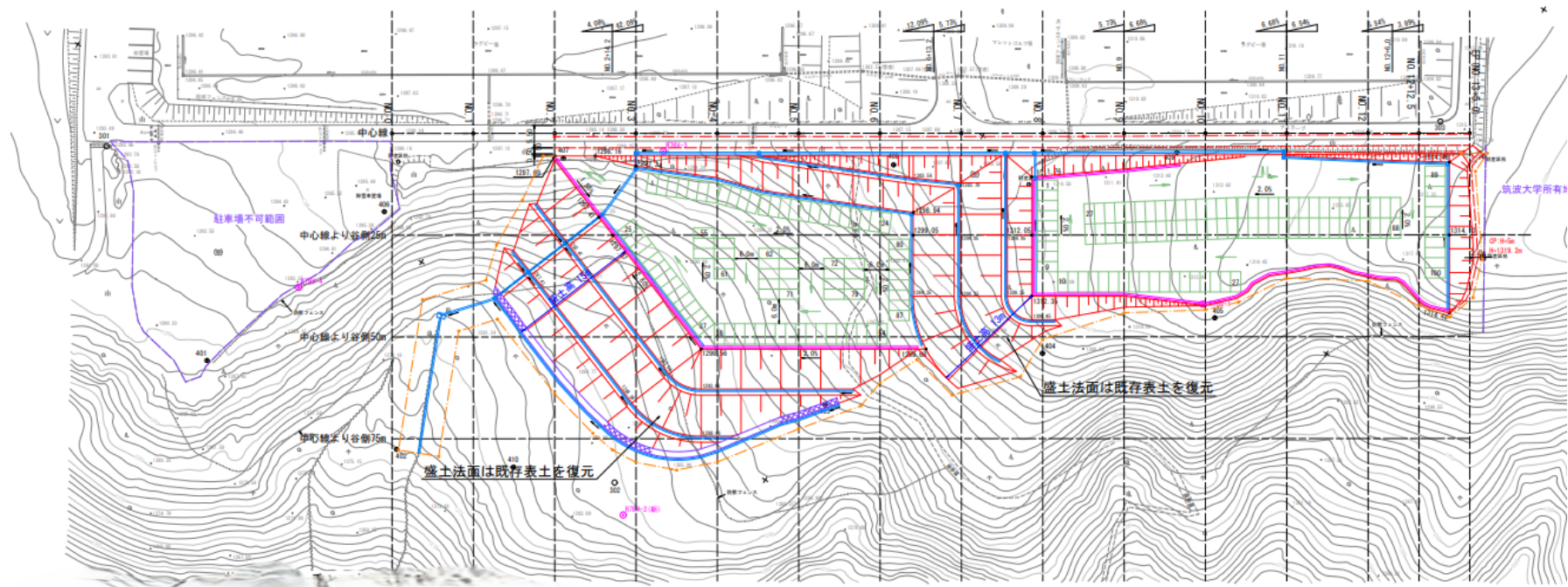
敷地内に加えて、敷地外でも路上駐車が発生



菅平運動場（上空撮影写真から見た今回の駐車場拡張範囲）

○風致景観の保護上の支障

- ・ **植生への影響**：周辺に空き地等を確保できないことから、隣接する植林地（トウヒ、カラマツ、広葉樹で構成）を約1.5ha伐採予定。事前調査の結果、指定植物13種、RDB掲載種2種が確認。有識者の助言を踏まえ、アオチドリ、ノビネチドリ、クガイソウ、グンバイヅル、アオナシ、ヤツビギンランについて、移植、表土保存、播種などの保全措置がなされる予定。
- ・ **眺望上の支障**：主要な視点場は周辺になく、既存の開発地に隣接するため、眺望上の支障はない。



すごろくいけ

双六池宿舎

変更

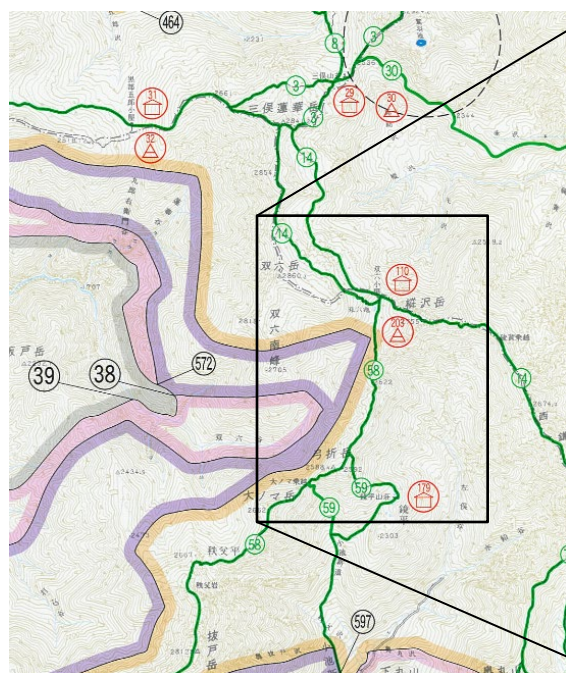
区域面積：0.25→0.4ha

最大宿泊者数：150→200人/日

執行者：民間（現事業執行者）

特別保護地区（国有林）

●位置図



●公園計画図



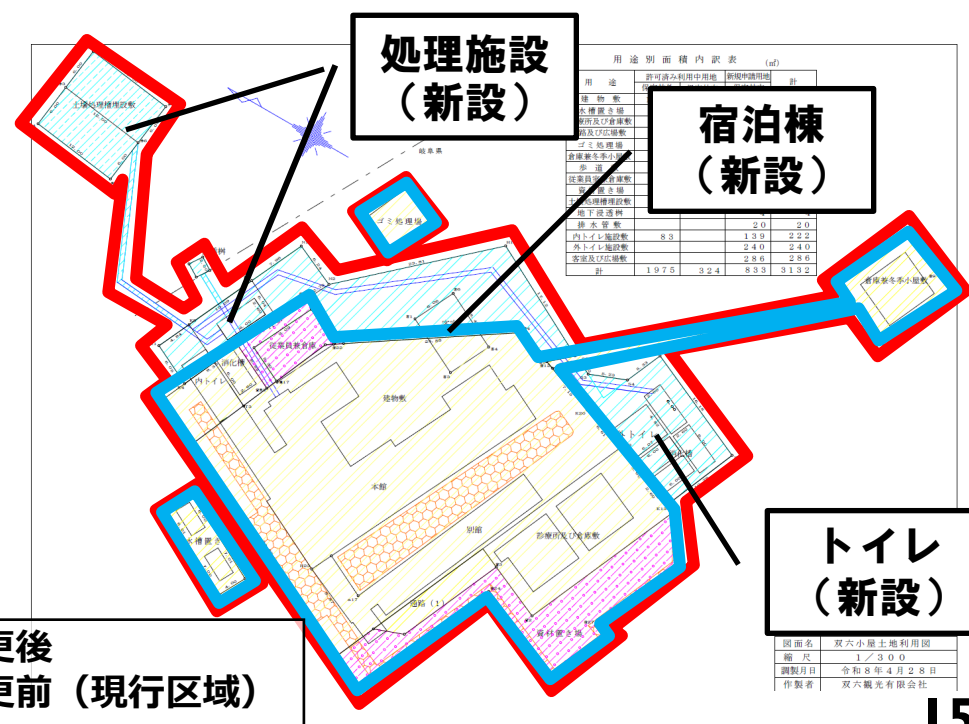
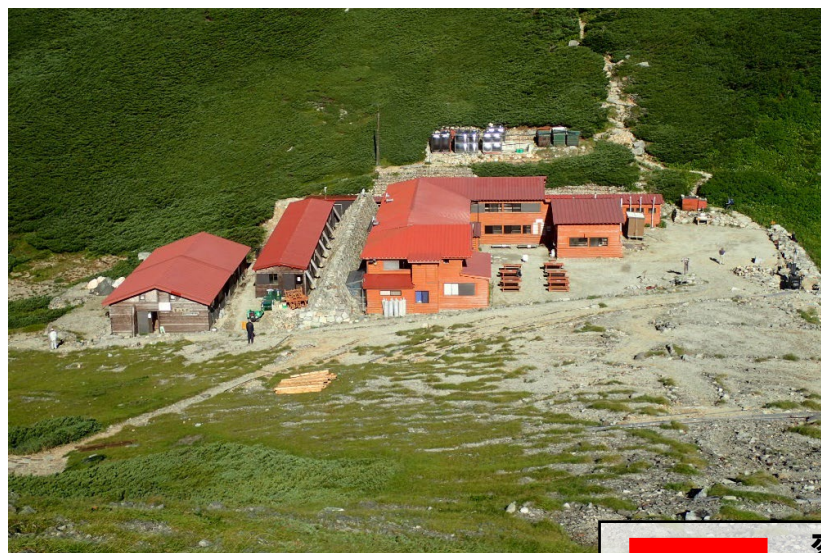
○当該地域の概要、利用状況等

- ・双六池宿舎は標高2,860mの双六岳の直下に位置し、ハイマツの木々に囲まれ、周辺には双六池や双六池野営場がある。
- ・北アルプスへの登山ルートにあり、槍・穂高連峰から笠ヶ岳・双六岳のほか奥黒部方面へと向かうメインルートであり利用者も非常に多い。

宿泊棟、トイレ棟の新設

○当該事業の背景、概要

- ・当該事業は「立山槍ヶ岳の縦走のための中継基地」とする整備方針（公園計画書）。
- ・感染症対策としてパーソナルスペースを確保する内装改修を行い、宿泊希望者に対し提供できる予約数が足りなくなったことから、利用ニーズに応じた宿泊棟の増設を図る。
- ・水分の浸透が懸念される便槽を環境配慮型のし尿処理方式に変更し、併せて登山者、野営地利用者用のトイレ棟の新設を図る。
- ・最大宿泊者数の増加、トイレ穴数の増加を既存建築物の増築により対応する場合、消防法等の許可の取得が困難なため、上記について、別棟として新設する。



○風致景観の保護上の支障

- ・別棟として整備する箇所として、すでに裸地又は擁壁整備している箇所を選定。
- ・土壌処理槽の設置予定箇所にハイマツ・アオノツガザクラ群落があるが、できるだけ裸地部の広い箇所を選定し、アオノツガザクラについては、表土ごと掘り取り、移植させるよう、認可申請時に調整。
- ・残土は隣接の野営地の不陸整正に活用し植生等への影響がないように処理する。



配置イメージ（土壌処理槽は、左下）

土壌処理槽の設置予定地
(4×4m範囲で植生への影響が発生)

さいかざき
雑賀崎宿舎事業

変更

区域面積：6.6→7.2ha

最大宿泊者数：2000人/日（変更なし）

執行者：民間

第3種特別地域（私有地）

●位置図

和歌山県



●公園計画図



章魚頭姿山からの眺望

○当該地域の概要、利用状況

- ・和歌山県和歌山市の北西部、雑賀崎港を囲むように位置する。
- ・当該地を含む和歌浦エリアの来訪者数は年間240万人であり、雑賀崎灯台や章魚頭姿山などからの紀淡海峡の眺望、章魚頭姿山の散策、釣りなどに利用。

○当該事業の背景、概要

- ①現状は範囲に含まれていない現事業執行者の所有地を、一体的な土地や樹林地の管理の観点で、事業決定範囲に追加するもの（開発予定なし）
- ②太陽光発電施設撤去予定地への宿舎新設に伴い、事業決定範囲に追加するもの。既存宿舎とタイプの異なる宿舎整備を推進し、当該地における多様な利用者層への対応も図る。
- 「和歌山県観光振興実施行動計画－観光振興アクションプログラム2026－」では、高級宿泊施設等の観光産業投資を民間と協働して促進した観光地の高付加価値化と再生を目指すことが掲げられており、当該施策にも合致。



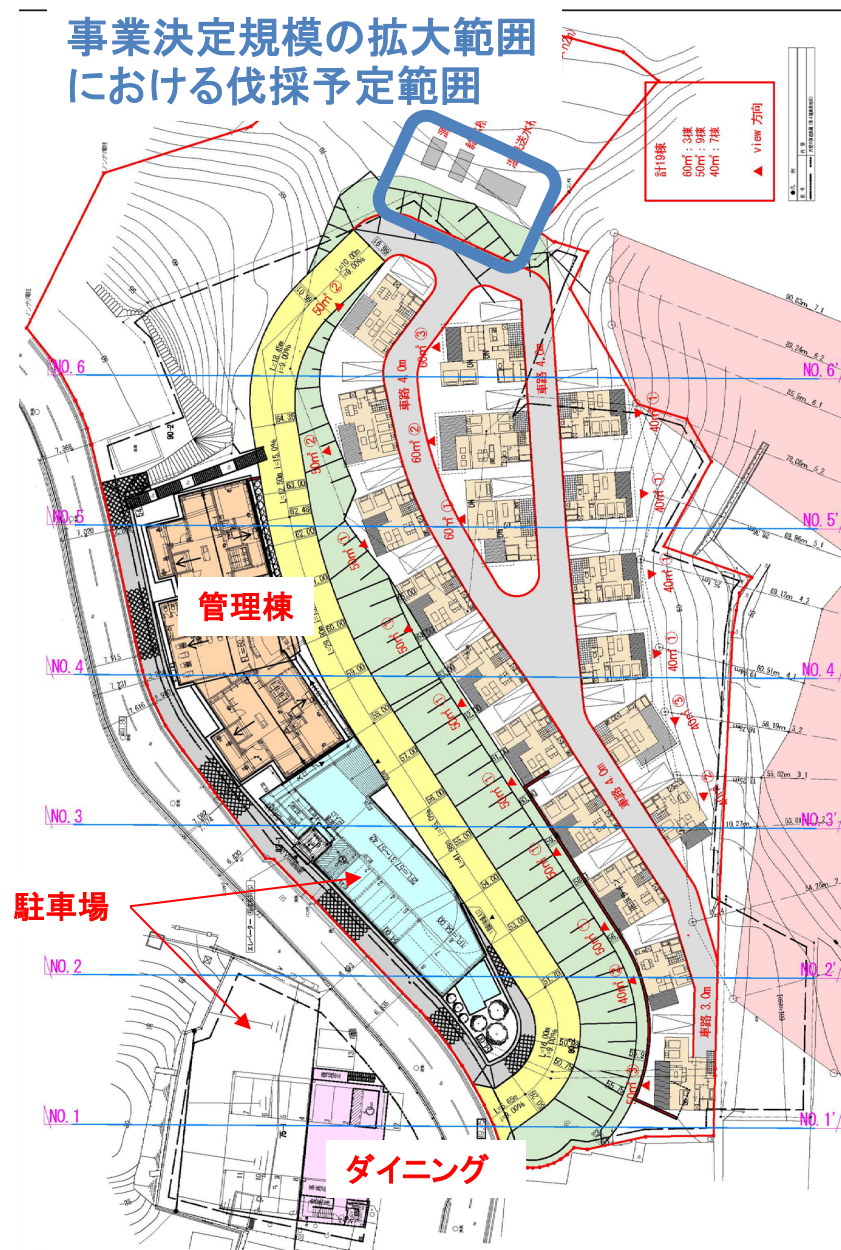
○変更後に予定されている事業の概要

- ・当該事業は「雑賀崎地区の利用のための拠点となる宿舎」とする整備方針（公園計画書）。
- ・太陽光発電施設の跡地に、ヴィラタイプの宿泊棟、管理棟、ダイニング、駐車場等を整備。

○風致景観の保護上の支障

- ・事業決定規模を拡大する範囲では、給水槽等の整備＋管理路に支障木の伐採を伴う。
- ・当該地の植生は、ヤブツバキ、スダジイ、ヤマモモ、ウバメガシ等の周辺に広く存在する常緑広葉樹林地であり、整備する施設自体は小規模（延べ36m²）であることから、伐採による風致景観の保護上の支障は小さい。

事業決定規模の拡大範囲 における伐採予定範囲



つは 津波園地

決定

区域面積：4.9ha

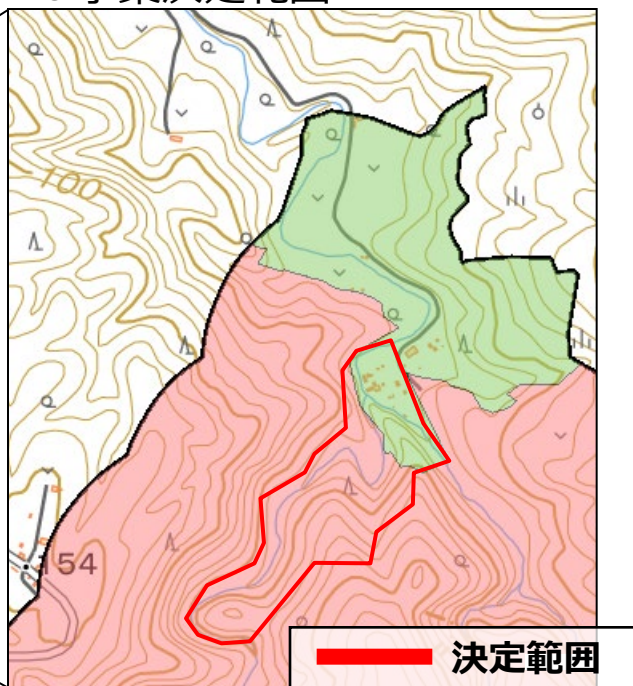
執行者（予定）：大宜味村

第2、3種特別地域（村有地、民有地）

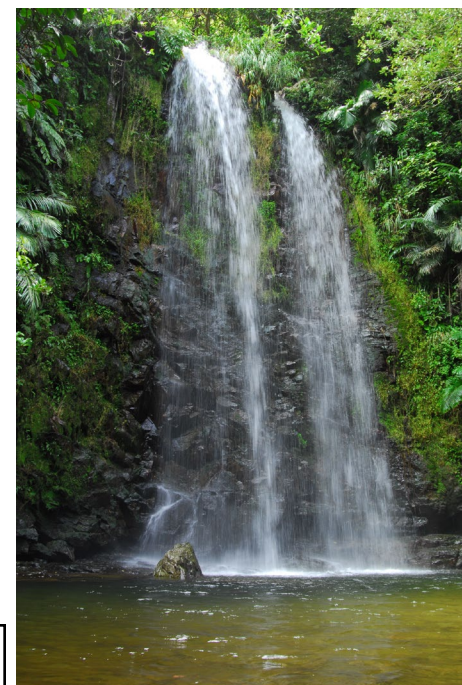
●位置図



●事業決定範囲



ター滝（平南川）



○当該地域の概要、利用状況

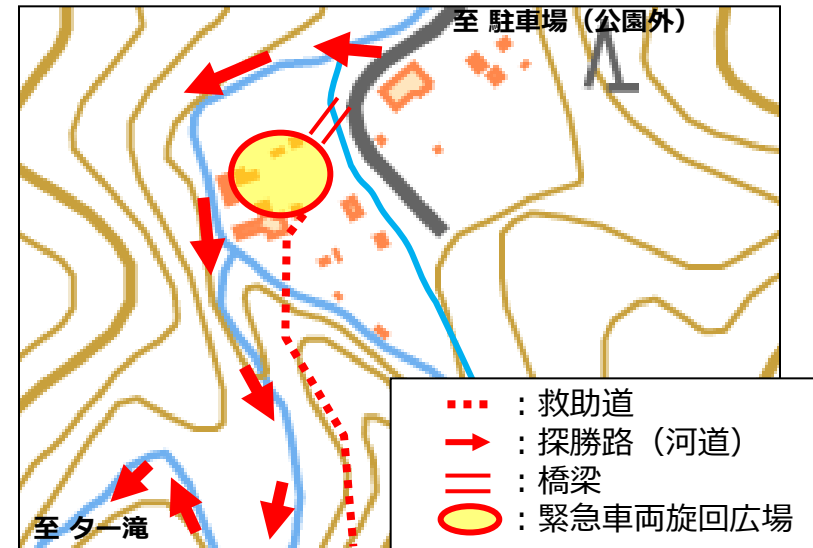
- ・やんばる国立公園の南端に位置する。平南川に位置するター滝を目的地とするリバートレッキングが盛んで、利用者は年間約3.5万人以上（うちツアー利用者は10%弱）を数え、増加傾向。

救助関係施設の新設

○当該事業の背景、概要

- ・当該事業は「ター滝周辺の自然探勝の園地」とする整備方針（公園計画書）。
- ・過去、交通・ゴミ等の諸問題が生じていたものの、駐車場が整備（公園外）され、一定の改善が見られた。他方、受入環境が整備され、利用者は増加傾向。
- ・大雨時の急な増水により、観光客の救助を要するケースが例年約3件発生。
- ・今回その対策として、緊急車両用の橋梁、旋回広場、緊急用放送設備等の整備を予定。加えて、既存の探勝路、救助道等を把握（探勝路＝自然のままの河道に沿ってター滝に至る）。

※ソフト面の対策として、ター滝をエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源に指定し、ルール・マナーの遵守や、基金への協力を入域条件とすること等が検討されている。



橋梁および旋回広場の配置想定（基本計画段階）



橋梁（車両用）の設置予定地及びイメージパース
（提供：大宜味村）